

## 消費税率の引き上げに伴う、施設使用料改定について

### 概要

消費税率が10%に改定されることに伴い、太宰府市総合体育館条例(平成27年条例第43号)が改正されます。10月1日(火曜日)以降の使用の場合、事前に予約をし、9月30日(月曜日)までに使用料の納付が完了している場合は、改定前の使用料が適用されます。また、10月1日(火曜日)以降に使用許可の申請内容を変更された場合も、新料金が適用されます。

(単位 円)

#### (1) 占有使用料

施設		時間	市内者			市外者			備考
			一般	高校生	小・中学生	一般	高校生	小・中学生	
アリーナ	全面	1時間	2,240	1,680	1,120	4,480	3,360	2,240	
	半面		1,120	840	560	2,240	1,680	1,120	
	1/3面		740	550	370	1,480	1,110	740	
	1/4面		560	420	280	1,120	840	560	
	1/8面		280	210	140	560	420	280	
	控室1		220	160	110	440	330	220	アリーナ全面使用時無料
	控室2		220	160	110	440	330	220	アリーナ全面使用時無料
	柔道場		670	500	330	1,340	1,000	670	
剣道場	670	500	330	1,340	1,000	670			
多目的ラウンジ <sup>※</sup>	550	410	270	1,100	820	550	卓球での占有を除く		
軽運動トレーニング室	440	330	220	880	660	440			
会議室	330	240	160	660	490	330	照明料・空調料含む		
研修室	330	240	160	660	490	330	照明料・空調料含む		

#### (2) 照明使用料

施設		時間	市内者		市外者		備考
アリーナ	全面	1時間	580		1,160		
	半面		290		580		
	1/3面		190		380		
	1/4面		140		280		
	1/8面		70		140		
	柔道場		80		160		
剣道場	80		160				
多目的ラウンジ <sup>※</sup>	60		120				

軽運動トレーニング室		30	60
------------	--	----	----

(3)空調使用料

施設	時間	市内者	市外者	備考
アリーナ	1時間	5,350	10,700	
観客席		1,120	2,240	
柔道場		1,080	2,160	
剣道場		1,080	2,160	
多目的ラウンジ		650	1,300	
軽運動トレーニング室		310	620	

備考

- 1 使用料の額は、消費税等を含んだものとする。
- 2 30分以下の端数時間の使用料については、1時間料金の2分の1の額とし、30分を超えて、1時間未満の端数時間の使用料については、1時間料金の額とする。
- 3 使用料の額を計算した場合において、その算定額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の端数の額は、切り捨てるものとする。
- 4 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 市内者とは、使用者のうち市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者の割合が2分の1の割合を超える場合をいう。
- 6 会議室及び研修室の照明使用料及び空調使用料については、占用使用料に含むものとする。
- 7 入場料その他これに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、入場料等の最高額の50倍を占用使用料に別途加算する。ただし、入場料等が1,000円未満の場合は、この限りでない。
- 8 興業又は大会等において、全館使用する場合は、半日(6時間未満)の場合30,000円を、1日(6時間以上)の場合60,000円を施設使用料金とは別途加算する。
- 9 放送室は、アリーナ全面使用時のみ使用可能とし、無料とする。

2 個人使用する場合

(単位 円)

(4)個人使用料

施設	時間	市内者			市外者			備考
		一般	高校生	小・中学生	一般	高校生	小・中学生	
多目的ラウンジ(卓球場)	1時間	50	30	20	100	70	50	
ラウンジコース		50	30	20	100	70	50	

## 備考

- 1 個人使用料の額は、一人あたりとし、消費税等を含んだものとする。
- 2 超過料金は、30 分を単位とし、上記の2分の1相当額(10 円未満切捨て)とする。超過時間が30 分に満たない場合は、30 分とする。
- 3 小学生未満の使用料金は、無料とする。
- 4 市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者をいう。

### 3 貸出備品の使用料

(単位 円)

設備	単位	使用料	備考
温水シャワー	1式・1回あたり	100	
放送設備(アリーナ)	1式・1日あたり	1,100	
放送設備(多目的ラウンジ・軽運動トレーニング室)	1式・1日あたり	330	
放送設備(武道場)	1式・1日あたり	330	
移動観覧席(66席)	1式・1日あたり	720	
移動観覧席(54席)	1式・1日あたり	590	
移動式ステージ	1式・1日あたり	110	
折りたたみ机	1式・1日あたり	20	70ポイント含む
スタッキングチェア	1式・1日あたり	10	70ポイント含む
プロジェクター(アリーナ)	1式・1日あたり	550	スクリーン込
プロジェクター(会議室・研修室)	1式・1日あたり	220	スクリーン込
持込器具	1式・1日あたり	110	1kw未満は1kwとみなす
スポットタイマー	1式・1日あたり	220	大会時無料
バスケットボールオフィシャルセット	1式・1日あたり	330	大会時無料

## 備考

- 1 貸出備品の使用料の額は、消費税等を含んだものとする。
- 2 アリーナを使用する場合の、折りたたみ机(5 台)及びスタッキングチェア(40 脚)の使用料は無料とする。
- 3 指定管理者で準備した消耗品及び備品等の貸出については、教育委員会の承認を受け、別途指定管理者で料金設定を行い貸出できるものとする。